

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成25年10月 1 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成25年10月1日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補
正予算（第3号）

議案第9号 熊本県立学校条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第10号 熊本県警察の警察署の名称、
位置及び管轄区域に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第24号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第25号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第4号 専決処分の報告について

報告第36号 公益財団法人熊本県武道振興
会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

報告第37号 公益財団法人熊本県暴力追放
運動推進センターの経営状況を説明す
る書類の提出について

報告第40号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

熊本県子ども・子育て会議条例の制定につ
いて

出席委員

（8人）

委員長 高野 洋 介

副委員長 九谷 高 弘

委員 山本 秀 久

委員 早川 英 明

委員 荒木 章 博

委員 松田 三 郎

委員 鎌田 聡

委員 前田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎 龍 一

教育理事 柳田 幸 子

総括審議員兼教育指導局長 瀬口 春 一

教育総務局長 柳田 誠 喜

教育政策課長 能登 哲 也

学校人事課長 山本 國 雄

社会教育課長 福澤 光 祐

文化課長 小田 信 也

施設課長 清原 一 彦

高校教育課長 上川 幸 俊

政策監兼高校整備推進室長 田村 真 一

義務教育課長 緒方 明 治

特別支援教育課長 高橋 次 郎

人権同和教育課長 池田 一 也

体育保健課長 平田 浩 一

警察本部

本部長 西郷 正 実

警務部長 黒岩 操

生活安全部長 浦次 省 三

刑事部長 浦田 潔

交通部長 木庭 強

警備部長 吹原 直 也

首席監察官 吉長 立 志

参事官兼警務課長 福田 泰 三

参事官兼会計課長 牧野 一 矢

理事官兼総務課長 奥田 隆 久

理事官兼監察課長 村 上 文 明
参事官兼生活安全企画課長 甲 斐 利 美
参事官兼刑事企画課長 林 修 一
参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
理事官兼交通規制課長 安 武 秀 則
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉
組織犯罪対策課長 木 村 浩 憲

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午前10時0分開議

○高野洋介委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題として、これについて審査を行います。

警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については最後にまとめて受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は着席のままで結構です。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 まず、提出議案の説明に先立ちまして、9月28日に、県警察の警察官が、酒気帯び運転の上、道路横断中の歩行者にけがを負わせる人身交通事故を起こし逮捕されましたことに対しまして、被害者の方及び県民の皆様に対し、心からおわびを申し上げたいと思います。

今後、調査、捜査の結果を踏まえまして厳正な処分を行いますとともに、再発防止の徹底を期する所存でございます。

それでは、県警察の取り組みについて御説

明をさせていただきたいと思っております。

まず、県警察が重点的に取り組んでおります「安全・安心くまもと」実現計画2012の8月末現在におきます推進状況についてであります。犯罪の抑止、交通事故の抑止及び犯罪の検挙の3つの基本目標につきましても、いずれも一定の成果をおさめていると考えております。特に、犯罪の検挙につきましても、上天草市松島町におきます殺人事件、菊陽町津久礼におきます連続殺人未遂事件など、県民生活を脅かす事件を検挙しているところでございます。

次に、懸案となっております警察署の管轄区域の見直しについてであります。有識者で構成をします警察署の管轄区域等を考える懇話会の意見書を踏まえまして、警察署再編計画(案)を策定し、この計画案につきましても、広く県民の皆様からの御意見をいただくため、8月30日からの1カ月間のパブリックコメントを実施して、御意見をいただいているところでございます。

このほか、間近に迫っております第33回全国豊かな海づくり大会につきましても、式典を含めた全ての行事が成功をおさめることができますよう、目下、警衛、警備の詰め対策を実施しているところでございます。

県警察では、今後とも、県民の期待と信頼に応えることができますよう、総力を挙げて、安全・安心な熊本の実現を目指していく考えでございますので、委員の皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の説明に移らせていただきたいと思います。

今回提案をしておりますのは、議案1件、報告2件の計3件でございます。

内容としましては、第10号議案が、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例についてであります。これは、熊本市城南町中央土地区画整理事業によりまして

町の区画が新たに画されることに伴いまして、宇城警察署の管轄区域の表記の変更を行うものであります。

報告第4号は、専決をいたしました5件の交通事故の和解についての報告に関するものであります。

報告第37号は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成24年度の決算及び平成25年度事業計画に関する書類の提出でございます。

詳細につきましては、担当の者から報告をさせますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○福田警務課長 警務課でございます。

それでは、県警察から提案しております条例案について御説明いたします。

第10号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、1ページから3ページになります。

熊本市が行っております城南町中央土地区画整理事業により、9月21日付で熊本市南区城南町今吉野、隈庄、舞原及び宮地の一部の町名が変更され、熊本市南区城南町さんさん一丁目及びさんさん二丁目为新設されたことから、これらの区域を管轄する宇城警察署の管轄区域の表記の一部を改正し、公布の日から施行するものでございます。

なお、本改正は、管轄区域の表記の変更であり、警察署の管轄区域そのものを変更するものではありません。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉長首席監察官 監察課でございます。

報告第4号議案専決処分について御報告いたします。

資料は、4ページから6ページになります。

す。

この専決処分の報告は、県警察の公用車事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するものでありまして、資料記載の5件についてであります。

それぞれの事故の概要につきましては、4ページ以降に記載させていただいておりますが、番号1は、右折する際の右方安全不確認、番号2、3は、車線変更時の後方安全不確認、番号4は、交差点進行時の右方安全不確認、番号5は、駐車場に駐車する際の後方安全不確認にそれぞれ起因するものであります。

なお、番号1、4は人身事故、その他の3件は物損事故でありまして、それぞれ任意保険で対応しております。

公用車事故の本年7月末現在の発生件数は38件で、前年同期比では同数であります。そのうち有責事故が21件で、前年同期比ではマイナス9件と減少しているところでございます。しかし、今回御報告させていただきました5件は、いずれも県警側の過失が大と認められる事故であることに鑑みまして、昨年3月から取り組んでおります公用車交通事故防止総合プランの効果を検証しつつ、また、今回御報告させていただきました事故原因を踏まえ、さらなる事故防止に取り組んでまいり所存でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。

報告第37号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明をさせていただきます。

当センターにつきましては、県が出資をする法人でありますことから、地方自治法に基づきまして書類を提出するものであります。

提出いたします書類につきましては、お手元に配付いたしております公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類でございます。

内容につきまして若干説明をさせていただきますと、当センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的として設立された公益法人でありまして、主な事業といたしましては、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業であり、平成24年度につきましても、これらの事業に取り組んでおります。

平成24年度の決算につきましては、事業収入が3,461万6,025円でありまして、事業支出は3,507万4,084円でございます。超過する支出分につきましては、前年度からの繰越金で対応しております。

次に、平成25年度事業計画についてでございます。

前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止、これを基本に、具体的事業といたしましては、資料の28ページから32ページに記載しておりますとおり、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

また、本年度は、暴力団対策法の改正により、国家公安委員会から認定された適格センターが暴力団組事務所周辺住民から委託を受けた場合に、住民にかわりまして、その人格権に基づく組事務所の使用差しとめ請求訴訟を提起することができる制度が導入されました。熊本県におきましては、当センターが、本年7月25日に国家公安委員会から適格センターとしての認定を受けましたので、これも事業の一つとして取り組んでまいります。

平成25年度の事業予算につきましては、収入が3,585万1,000円、支出が3,865万9,026円でございます。支出超過分につきましては、前期繰越金で対応することになっておりま

す。

当センターでは、昨今の厳しい暴力団情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることしております。

今後とも委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○高野洋介委員長 それでは、続きまして、教育委員会から説明をお願いいたします。

田崎教育長、お願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。

説明に先立ちまして、8月に教育庁職員が逮捕されましたことについて、県民の皆様、委員の皆様方に御心配や御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げます。

職員は現在処分保留で釈放されていますが、捜査は継続中と聞いております。教育委員会としましても、捜査の動向を注視しますとともに、本人と面談を行うなど事実関係の把握に努めており、今後事実が明らかになった時点で厳正に対処してまいりたいと考えております。

さて、委員の皆様も御承知のとおり、2020年のオリンピック及びパラリンピックの東京開催が決定をいたしました。将来の日本、また、未来を担う子供たちに大きな夢と希望を与えてくれたと思います。

今回の開催決定は、2019年のラグビーワールドカップ並びにハンドボール女子世界選手権の招致活動を進めている本県にとりましても、大きな弾みになると考えております。

オリンピックや世界大会の開催は、多くの子供たちに世界を身近に感じることができる絶好の機会であるとともに、本県のスポーツ振興にもつながるものとして大きな期待を寄せております。

今後とも、委員の皆様には、御支援、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会で提案申し上げております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明をいたします。

まず、第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算でございます。359万7,000円の増額補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の設定でございます。県立学校で使います校務用パソコンの経費について設定をお願いしております。

次に、第9号議案熊本県立学校条例の一部を改正する条例でございますが、県立特別支援学校整備計画の実施に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、第24号及び25号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。いずれも、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

次に、報告第36号で公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類及び報告第40号で熊本県教育委員会の点検及び評価報告書を提出しております。

また、その他報告事項として、本県議会において、健康福祉部から厚生常任委員会に付託されております議案第5号熊本県子ども・子育て会議条例の制定について報告を予定しております。

以上が議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成25年度9月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成25年度9月補正予算等 教育委員会の1ページ、補正予算総括表をごらんください。

補正を計上いたしました事業は、社会教育課、高校教育課、特別支援教育課の一般会計

に係る事業でございます。補正額は、合計359万7,000円を計上しております。

以後は、関係課から資料に基づき説明いたします。

まず、教育政策課から御説明いたします。

債務負担行為について御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

事務機器等賃借でございますが、県立熊本西高校ほか4校で使用しております校務用パソコンの更新に伴うリース料といたしまして、5,542万1,000円を計上しております。

次に、資料14ページをお願いいたします。

報告第40号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明いたします。

報告書本体は別冊のとおりでございますが、本日は、概要により説明させていただきます。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、教育委員会の活動状況や教育施策の実施状況につきまして、点検、評価を実施しました。

教育施策の実施状況につきましては、くまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、平成24年度の取り組みを整理しております。

なお、点検、評価に当たりまして、くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を6月24日に開催いたしまして、外部の有識者の方からの御意見をいただいております。

報告書の内容につきまして、まず、教育委員会の活動状況といたしまして、事務局の組織改編を実施し、教育理事の新設、教育総務局・教育指導局の導入、特別支援教育課の設置等を行いました。

会議は、定例会12回、臨時会を3回開催し、また、高校再編等について勉強会を実施いたしました。

学校等への訪問を21校実施、知事等との意見交換会を4回実施いたしました。

その他の活動といたしまして、熊本広域大水害の対応として、生徒、教職員によるボランティア活動の実施や義援金活動を行っております。

次に、教育施策の実施状況です。

(1) 幼児期について。

詳細は、報告書本体の14ページから18ページに記載しております。

主な取り組みといたしまして、平成24年12月に制定されましたくまもと家庭教育支援条例について、リーフレットによる啓発を行い、また、親の学びプログラムを活用した家庭教育支援講座などを実施しました。家庭教育や基本的な生活習慣育成の重要性について、さらなる啓発が必要と考えており、くまもと家庭教育支援条例を柱として家庭教育支援を推進してまいります。

15ページをごらんください。

(2) 青少年期について。

詳細は、報告書本体の19ページから50ページに記載しております。

主な取り組みは、放課後子ども教室や熊本版コミュニティースクールの指定、土曜授業の推進、小中学校では県学力調査の実施・活用や英語音声CDの活用、高校では東大視察、教師塾等を実施いたしました。

また、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用や学校におけるフッ化物洗口の推進に取り組まれました。

特別支援教育では、看護師、キャリアサポーター、特別支援学校サポーターの配置、平成26年度開校予定の熊本地区新設支援学校の基本・実施設計を完了いたしました。

いじめ問題に関しましては、いじめ対策検討委員会の開催、心のアンケートやスクールソーシャルワーカーの高校への配置等を実施いたしました。

また、授業マイスターの認定や公開授業の実施、第二高校等の耐震改修工事、防災教育の推進にも取り組みました。

今後は、課題の解決に向け、コミュニティースクールなど地域に開かれた学校づくりの推進、県学力調査の活用や進学支援事業等による教師の指導力向上、「熊本の心」の効果的な活用、特別支援教育の充実、いじめ問題への対応、学校現場の人材育成や児童と向き合う時間の確保に向けた学校改革等を推進してまいります。

16ページをごらんください。

(3) の成年期以降の詳細につきましては、報告書本体の51ページから55ページに記載しております。

主な取り組みといたしましては、PTA指導者研修会や県民カレッジ等により、生涯学習の充実を図っております。

今後も、市町村の講座開設や指導者養成等の支援を引き続き行ってまいります。

(4) の文化振興は、詳細は、報告書本体の56ページから59ページに記載しております。

主な取り組みとして、鞠智城整備報告書の刊行や論文募集、シンポジウム等の開催、また、美術館で細川コレクション常設展示室を開設いたしました。

今後は、東京、大阪でのシンポジウム等による鞠智城の認知度の向上や細川コレクションの魅力ある展覧会などに取り組めます。

(5) のスポーツ振興については、報告書本体では、60ページから62ページに記載しております。

総合型地域スポーツクラブの支援やトップアスリート指導者の育成、総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ導入等に取り組まれました。

引き続き総合型地域スポーツクラブの設立支援や指導者の資質向上を図ります。

最後に、県立高校再編整備基本計画の進捗状況につきましては、報告書本体の63ページから64ページに記載しております。

八代清流高校及び水俣高校の開校、後期実施計画の作成等に取り組まれました。

今後は、後期計画に係る新設高校の開設準備など、着実な推進を図ってまいります。

以上が報告書の概要でございます。

この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会で報告いたしました後、報告書につきまして、広報誌やホームページ等により公表する予定でございますが、今後とも、教育委員会の取り組み状況につきまして、県民の皆様に広く知っていただきますように努めてまいります。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

9月補正予算について御説明申し上げます。

説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、112万7,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

(1)のくまもと県民カレッジ家庭教育支援モデル事業でございますが、これは、生涯学習推進センターにおきまして、食育をテーマとしたモデル講座を開催するとともに、家庭教育に関連した情報を一元的に提供するシステムを構築することで、家庭教育支援の充実を図るものでございます。

なお、この事業は、国の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムによる全額国庫委託事業として実施することとしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の2ページ下の段をお願いしま

す。

教育指導費でございますが、188万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

児童生徒の健全育成費のいじめ防止対策に係る協議会設置事業でございますが、これは、本年9月28日施行のいじめ防止対策推進法で義務づけられているいじめ防止対策に係る協議会を学校設置者である県が各県立学校に設置し、いじめの未然防止及び早期発見、解消に向けた取り組みを推進するものでございます。

具体的には、県立中学・高等学校53校に設置する協議会の構成員として、心理、福祉等の専門家を招聘するための経費でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

今回、2つの議案を提出しております。

資料は、7ページから9ページが第24号議案、資料10ページから11ページが第25号議案となっております。いずれも、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、8ページに記載しております8人と11ページに記載しております1人の計9人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本会議において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から、債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には、債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

7ページ及び10ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、9人の債務者から異議が出されました。異議が出された債務者について

は、同資料の2、専決処分の理由の後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の御承認をいただく必要がありますが、このように、法の規定により、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきましては、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

高校教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

報告第36号の公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

12ページの下方の2にありますように、熊本県武道振興会の基本財産額330万円のうち県の出資額は100万円で、県の出資比率は30.3%でございます。

上の1の地方自治法等にありますように、県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している法人に該当するため、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

次に、お手元の別冊資料、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類によりまして、平成24年度決算及び平成25年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料1ページをごらんください。

1の武道普及奨励に必要な事業として、(1)なぎなた指導者講習会や(2)空手道指

導者講習会などの平成24年度事業実績が記載されております。

2ページからは、2の青少年育成指導に必要な事業として、(1)少年武道教室や(2)暑中稽古などの事業実績と、そのほかに、3の目的を達成するために必要な事業、3ページの4の施設管理運営に関する事業が記載されているところでございます。

4ページの(5)、(6)にありますように、24年度は、使用料が500万円余りで前年度比15万5,330円の増、利用者総数が約7万名で前年度比504名の増となっております。

5ページからは、平成24年度決算関係の財務諸表を掲載しております。

10ページの収支計算書総括表にありますように、収入計は4,128万2,443円に対し、支出計は4,083万4,976円で、収支差額は44万7,467円でございます。

また、平成25年度の事業計画を20ページから掲載しております。

内容は、1の武道普及奨励に必要な事業として、(1)空手道指導者講習会や(2)居合道指導者講習会など、21ページの2の青少年育成指導に必要な事業として、(1)少年武道教室や(2)幼少年武道1日体験教室などの事業が計画されているところでございます。

最後に、平成25年度の収支予算書を22ページから23ページにかけて掲載しているところでございます。

体育保健課分については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、58万4,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1のほほえみスクールライフ支援事業でございますが、医療的ケア委託事業の国庫補助内示に伴う財源更正でございます。

次に、2のいじめ防止対策に係る協議会設置事業についてですが、事業目的及び事業内容は、高校教育課と同様でございます。

具体的には、県立特別支援学校16校に設置する協議会の構成員として、心理、福祉等の専門家を招聘するための経費でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第9号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案をいたしております。

1の制定改廃の必要性ですが、県立特別支援学校整備計画の実施に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の内容ですが、熊本県立熊本かがやきの森支援学校を新設するとしております。

この特別支援学校は、重度・重複障害のある児童生徒のための安全で安心な学習環境の整備として熊本市横手に新設が決まったものであり、平成23年度に基本構想、平成24年度に基本設計、そして今年度から来年度にかけて建設工事というスケジュールで進んでおります。

校舎完成予定は、平成26年の夏ごろの見込みでございますので、平成26年4月に一旦熊本支援学校内に開校し、校舎竣工後に移る予定にしております。

学校名につきましては、今年度4月から5月に教育委員会におきまして公募しまして、216案の提案があり、それを参考にして校名案を決定しております。

なお、本条例は、高等部生徒募集等の準備のため、11月1日からの施行を考えております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で付託議案等に関する警察本部、教育委員会の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○荒木章博委員 冒頭、県警本部長と教育長、不祥事における考え方というのを取組まれたというふうに思っておりますけれども、先般も、この委員会で、不祥事に対する取り組み方というのは教育長には申し述べたと思うんですけども、そうした中で、教育長も、毅然たる態度でやられている指針を示されましたので、それを了として思っておりますところ、身内である人事課ですか、朝方、不祥事を起こされて逮捕されると、今から捜査中であるということで今述べられましたけれども、そういった中で、教育長の——非常に教育長自体も真面目な方ですから非常につらい思いだというふうに思いますけれども、私たちも、この委員として、こういうことをあんまり言いたくないんですけども、やっぱりそういうところをどういうふうに今後考えておられるのかというのを、所信をもう一回お尋ねしたい。2度尋ねるということも残念なんですけれども、そここのところをちょっとお尋ねしたいと思っています。

○田崎教育長 今回の事案起こりまして、ちょうど休みのときでございましたけれども、私を初め教育庁事務局の幹部出てまいりまして、その日のうちに記者会見をさせていただきました。

大変重大な事件だというふうに認識いたしまして、早速翌日には教育委員会事務局幹部を集めた部課長会議、そして、引き続き各課で不祥事防止についての研修会といたしますか、そういうことをやらせていただきました。

その後も、県立学校の校長会でもこの件に

ついて報告し、県立学校でもこういうことが起こらないように指導の徹底をしたところでございます。

今後、それで終わりということではなくて、不祥事防止についての取り組み、研修会というのは、今後もまた、引き続き、教育委員会事務局全体でやっていくことにいたしております。

非常に今回の件、まだ処分保留で出て、具体的な中身というのがわかっていないところもありますけれども、非常に重要な事態だと思っております。

冒頭申し上げましたように、事実が判明次第厳正に対処したいと思っておりますし、今後とも、その他教育委員会事務局、県立学校あわせまして、市町村の小中学校あわせまして、教職員の不祥事が二度と起こらないように、研修、啓発、このあたりをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 一番やっぱりつらいのは田崎教育長だというふうに思います。しかし、やっぱりこれ、人が被害を受けているということに関して、これはまた改めて厳正に対応しなければいけない、私は問題ではないかなと。前回の委員会でも指摘をし、教育長のお考えを聞いたんですけれども、さらなる——もう二度と12月議会で、委員会でもたこういふことを言わぬでいいようお願いをしたいというふうに思っております。

県警本部にもちょっとお尋ねをし、今回こういう事件が起きたということで、今後の——今本部長からは直接お言葉もありましたけれども、吉長監察官あたり、いかがでございますか。

○吉長首席監察官 監察課でございます。

飲酒運転の根絶につきましては、これまで

も、職員に対する指導、教養、あるいは心情把握はもちろんのこと、心の健康問題、ハラスメント等も含めまして、弁護士の先生、医師、あるいは保健師などの部外の有識者の方々の知恵もかりながら推し進めてきたわけがありますけれども、今回の事案を受けまして、職員一人一人の心には届いていなかったということを深く反省いたしますとともに、残念でなりません。

今後は、頭の中では当然わかっているはずのことが現場において実践できますよう、職員の一人一人の心の中にこのことを深く刻み込むような、心に届くような施策に努め、県民の方々の信頼に応えてまいりたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 非常に本部長以下、こういうモラルとか、一つの県警の規律とかというのは、やっぱり社会的にそれを裁く立場の方たちですから、非常につらい立場だったというふうに思いますけれども、さらなる今後の御指導をお願いしたいというふうに思っております。

次に……。

○高野洋介委員長 ちょっとお待ちください。関連はありませんか。

○前田憲秀委員 私も、後でと思っていたんですけれども、今話題が出ましたので、1点、ちょっと御提案も含めてお話をしたいんですけれども、やはり取り締まる側の警察本部長、また指導する側の教育長の両トップの最初の挨拶が謝罪から始まる、その内容も、飲酒、お酒ということで、私としても、これは由々しき事態だなというふうに感じております。

お立場と色々な状況は理解もするものの、やはり非常に厳しい状態、事態じゃないのかなというのは、厳しく私も指摘をさせて

いただきたいと思います。

そこで、いろいろ私も、他の自治体、まだちょっと調べる過程でもありますけれども、特定健診なり、健康診断の中で、いわゆる減酒支援、いわゆるアルコール依存症の方の治療という感覚ではなくて、今お酒をどれぐらい飲まれていますかと、いわゆるカウンセリングのレベルでブリーフ・インターベンションという、これは欧米ではもう効果が出ているということで、日本でも非常に今取り扱われている、自治体でも取り扱われている。栃木県なんかでも、健康診断の中で、問題飲酒ではあるが、アルコール依存症までには至っていない減酒支援を行うとか、そういう取り組みがありますけれども、何かそういった検討なり、意見が出たことなんていうのはあるんでしょうか。そこだけちょっと両方からお伺いをしたいんですけれども。

○吉長首席監察官 県警におきましては、今回飲酒運転が初めてではございませんで、これまでその都度鋭意知恵を絞って各種対策を進めてきたところではございますが、ただいま委員から御提言いただきました事柄につきましては、私の記憶の中では検討に上がった事実はございません。

今後、その中身を検討させていただきながら、さらなる再発防止対策の中にそれを取り入れるかどうかも含めまして御検討させていただきたいというふうに考えております。

○能登教育政策課長 私どものほうでも、今御提案ございましたような観点での指導等というのは行っておりません。

ただ、それぞれ学校長、あるいは所属長に対しまして、職員の飲酒の状況等については、できるだけ把握するようというふうなお話はさせていただいているところではございますが、組織的に、飲酒癖といいますか、問題飲酒の調査、把握等までには至っておりま

せん。

以上でございます。

○前田憲秀委員 全然そういった検討もないということなんですが、一つの検討課題としてぜひ考えていただきたいと思います。

お一人お一人、お酒に対する意識、また体の抵抗力、さまざまだと思うんですね。ただ、そうはいっても、やっちゃいけないことをやったという事実はやっぱり間違いないわけでありまして、それに至る過程というか、本人本人の意識、現状、今自分はお酒に関してどのような状況なのかというのを、病気という観点ではなくて、通常のカウンセリングというイメージでやるという事例は少なからず出てきているということですので、ぜひ検討していただいて、一つの対策項目に入れていただきたいというふうに要望させていただきます。

以上です。

○高野洋介委員長 関連では。

○荒木章博委員 私は、酒は一滴も飲まぬから言うんじゃないですけども、やっぱり教育委員会、なんか入って、雰囲気的に見て、やっぱり飲みニケーションが逆に足らぬとじゃないかなと私は思うんですね。何かやっぱり課あたりで班ごとに飲み会をやったりして、心から打ち解けてやるという、そういうことも私は逆に必要ではないかなと。もちろん、時間とか、次の勤務の日とか、休みのときに、前にやるとか、そういう何か、顔が緊張してるですもん、皆さんが、教育委員会に限ってみると。何か緊張感があり過ぎて、何かもうアットホームなところがないように感じるんですね。そういったところも教育委員会という立場上ではしょうけれども、やっぱりそういうところも、特に教育委員会という中は、一般の先生方も入ってくるわけですよ

ね。首長部局も交わる一番の場所なんですよね。だから、県庁の中で1つだけちょっと違う場所なんです。だから、そういったところの交流というのを僕は積極的にやっていただきたいなど。飲み方も飲みニケーションもやってほしいなど、逆にそう思って要望しておきます。

以上です。

○高野洋介委員長 この件に関して質問、御意見ございませんでしょうか。

○松田三郎委員 それぞれ教育長も本部長も、何か不祥事があるたび謝られるのも大変だと思っております。

ただ、反響として——今回の場合職員サイド、学校の先生、警察官というのは、まだまだ昔とは違うとはいえ、かなり聖職扱いといえますか、それぐらい評価のあるところだからこそ反響も大きいんだと思います。

ただ、マスコミが入っておりますから余りこういうことを言うのもどうかと思いますが、どこの組織にも不祥事やあるいは不祥事を起こす人というのはいるわけでございまして、こういう言い方すると元も子もありませんが、どうせまた出て、教育長なり、本部長も謝ることもあるかもしれないという意味では、先ほど御両名おっしゃったように、綱紀粛正じゃありませんけれども、びしっと組織の中に意思を統一させて、徹底させるというのももちろん必要ですが、先ほど前田先生の御指摘のように、例えば原因もそれぞれだと思います、不祥事の。もしかすると、我々が報道等でしか見ておりませんけれども、今までの不祥事と言われる中には、かなりこの同情すべきような事案もあるのかもしれませんが、全く同情の余地もない、そういう案件もあるのかもしれませんが。

だから、例えば、原因のそれぞれの類型といえますか、この人だから——個人的には属

人的な原因もあるでしょうし、場合によっては、例えば、その職場が非常に忙しくてストレスが過度にかかって、どうしてもアルコールを飲んでしまったとか——所属長とか校長あたりは、また仕事がふえるかもしれませんが、そういった何か類型によって、個人的なことで起きた類型とか、あるいはそうではなくて別の要因が幾つかあってというならば——かといって、この先生は何かやりそうだから、個別にどうこうするというのも非常に難しいとは思いますが、そういう何か一部科学的なといえますか、ただ謝罪をして——もうやっていらっしゃるとは思いますが、ただ、何かあって、また教育長が謝罪なさる、あるいは人事課長が謝罪なさると、そのたびにいろいろな学校向けに通知をなさってと。我々が知らないところでいろいろ御努力はなさっておられるとは思いますが、その繰り返しだけじゃ、冒頭申し上げましたように、どうしても不祥事を起こす人というのは、一定の割合、どの組織でもいらっしゃるわけでしょうから、さらなる工夫というのも何か必要なんじゃないかと。その工夫をなさっている部分が1つ、2つあるならば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○吉長首席監察官 ただいま委員の御指摘のとおり、非違事案というものを捉えますと、ある程度固まりというか、傾向があるということも事実であろうかなと思います。

そこで、今県警察が取り組んでおりますのは、このような非違事案が起りやすい業務、領域などをリスクベースということで抽出いたしまして、職員に対してそのことを周知するとともに、職員が過重な負担の中でそのような非違事案に発展しないように、職員に対して指導するなり、適切に上司がアドバイスするなり、そういうことでリスクを回避するという側面から今対策を進めているところであります。

これは、ある意味では、非違事案については、上から一方的に職員にしてはならない、べからず主義では、これは職員にまたかという意識も生じます。一番必要なことは、職員一人一人が、この職場において働きやすく、かつ仕事で自己実現が図られる、そのことによって使命感と誇りを持って仕事に取り組むことが肝要なことだというふうな考え方から、現在、県警におきましては、このリスクベースアプローチに基づいた類型的な個別対策を検討、推進しているところであります。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

教職員らの飲酒運転の不祥事が毎年繰り返されているところでございますけれども、昨年、そういうことを踏まえまして、個別にやったほうがいいというところで、御案内のところかと思いますが、原則、宴会の席へ自家用車で行くことを禁止いたしております。それから、車で行く必要がある場合には校長の許可を必ず得ることとしておりまして、仮に許可した者が飲酒運転を行った場合には、許可をした校長に対しても監督責任をこれまで以上に厳しく問うという形で、個別個別の対応の一つとして、こういうものを打ち出して運用しているところでございまして、それ以外にも、学校現場のほうでは、あらかじめお酒を飲まないという申し出の人については、ハンドルキーパーという形で、目立つ名札のようなものを下げて、きちんと最後まで、みんなもお酒をつがないとか、そういったのを徹底しているというところもありますので、これからも、不祥事につきましては、その不祥事が起きた原因をきちんと捉えて、それに応じた対策というものを積み上げていく努力が必要ではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 これ、私の意見ですけれども、基本的には、それぞれもういい大人でございますので、一々、教育委員会から、あるいは警察本部から、こういう事案があったからといってされるよりも、それぞれの常識なり、良識なりあるだろうから、それに任せていいとは思いますが、そうは言っていない事態であるからこそ、さっき首席監察官も人事課長もおっしゃったように、御苦労があるんだろうと思います。

ただ、荒木委員の御指摘にもあったように、例えば、福岡市が、かつて飲酒運転が横行して、一切外での宴会を禁止するとか、あるいは今のように所属長に許可を受けないとなかなか自家用車で行けないとかと、これはどうかと思うけれども、裏を返せば、それぐらい深刻に考えていらっしゃるということなのかと思いますので、できれば、理想的には、そういう規制も制約もだんだんなくなっていくというような組織であればなと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 いろいろ議論出ておりまして、今回の件は、教育庁のところはまだちょっと事実関係が明らかじゃないということでもありますけれども、県警のほうは、これは事実として酒気帯び、そしてまた、女性の方に被害を負わせたということでもありますので、ここはもう同情の余地は全然ないんじゃないかなというふうに思いますけれども、再発防止の徹底を期すということでもありますけれども、報道によりますと、昼飲まれて夕方車に乗られたということだったと思いますけれども、アルコールチェッカーあたりは警察職員さんはどうなんですかね、それぞれお持ちなんですかね。

○吉長首席監察官 アルコールチェッカーにつきましては、やはり数千円から、高いもの

になると1万円程度の値段がいたしますので、全員に命令として携帯はさせてはおりませんが、職員の良識の中で、それぞれアルコールチェッカーを携帯するようというところでの指導はさせていただいておりますし、所属によりましては、互助会の中から、署員の理解を得て、職員全員に持たせているところもございます。現実問題として、何人がアルコールチェッカーを持っているのかいないのかというのは手元に資料こそございませんが、私の認識では、ほとんど全ての職員がこれは携帯しているというふうに認識しております。

○鎌田聡委員 やっぱりもう大丈夫じゃないかということで多分出ていかれたと思いますけれども、そのとき多分チェッカーされてなかったんでしょね、この方、持たれてなかったんでしょね。

○吉長首席監察官 監察課でございます。

その点につきましては、今のところ、本人にアルコールチェッカーで検査して運転したのか、あるいはせずに運転したのかの事実確認ができておりません。この件につきましては、事実確認後、先生のほうに御報告させていただきたいというふうに思います。

○鎌田聡委員 これからまた再発防止の徹底を期すということでありますから、その中で強制的にどうこうというところにつながるかどうかわかりませんが、しかしながら、先ほどから話がありますように、やっぱり飲酒運転を取り締まる立場の警察官でありますから、それぞれの正義感というか、そういった思いに任せることも重要ですが、やっぱり客観的にそういったもので確認をして動いていくということも必要になってくるんじゃないかなと思いますので、そういったことも含めて再発防止策を徹底してい

ただきたいというふうに要望いたしておきます。

○高野洋介委員長 ほかにこの件についてございませんでしょうか。

それでは、違う案件につきまして、荒木委員、どうぞ。

○荒木章博委員 5ページの来年開校される県立かがやきの森支援学校ということで、216校名案が出たということで、これはすごく関心があったんじゃないかなと思うんですね。その支援学校の意義というのはもう今大変なものだというふうに思っております。

この前、地元説明会に私もちょっと参加させていただいたんですけども、非常に、180センチか2メートルぐらい高い塀を周りにもっていくことについて、地元住民の方たちから反対の意見が、当時の地元の自治会長からも要望があってございましたけれども、こういったところの、後から、ああ、あんなに言ったのにだめだったのかとか、そしてまた、あそこの景観は——実は、あそこは能楽堂という一つの希望もあったようなところでもあるし、特に、熊本城の天守閣がちょうど地域から見られるわけですね。隣接が、もうすぐ近くに小学校があるということの関係もありますので、そういったところの地元のいろいろな要望について、もちろん建築課とか、そういうところと相談をされていかなきゃいけませんけれども、やっぱり支援課と営繕課や、また建築課や、いろいろなところのお話をしなきゃいけません、地元のそういう要望についてどういうふうに考えられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○清原施設課長 施設課でございます。

先ほど住民説明会を9月24日に行わせていただきましたけれども、このかがやきの森支援学校につきましては、10月から建築工事に

着工いたしまして、基礎工事等が始まります。その前に、7月に整地工事を行いました。その際に、今委員がおっしゃいました擁壁の上にブロック塀を6段ほど築いたところですが、外構の工事につきましては、今後、建築工事が進みまして、建築工事の終盤にかけて外構工事を実施いたしますので、その際に、地元の皆さんの御要望を再確認して、ブロック塀がいいのか、あるいはフェンス等にかえたほうがいいのかについては、地元の皆さんの御意見も伺いながら、土木部と調整して、適切に対応してまいりたいと考えております。

このほか、幾つか要望、それぞれ今後建築工事の途中でも地元の御要望等があるかと思いますが、それにつきましては、土木部と調整しながら、可能な限り地元の御理解を得られるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○荒木章博委員 やっぱ隣接の小学校の通学路でもあるし、ブロックにすると見通しが悪いわけなんです。それで、そういうフェンスとか、そういうのも考えながら——その施設を囲む必要はないと思うんです、重度障害の皆さん。そしてまた、交通で、ほとんどの方が送迎をされるわけだから、朝の時間、帰りの時間。それで、車が何十台、極端に言うなら何百台、行き帰りあるわけですから、そういったときに、やっぱりブロックという一つの閉鎖的なようなことは、もう今から開かれた、地域に開かれた、地域の人たちも参加して、そういう重度の方たちとの交流あたりも考えるべきところにもうブロックで閉鎖していくというのは、ちょっと私は違和感を感じるものですから、そこは考えていただきたいと思います。

引き続き、特別支援の今度は学級のこと、非常に増設、増設というか、増員の先生方の要望はどのくらい今県内来ているんです

か。熊本市からも要望は来ていると思うんですけども。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

特別支援学級につきましては年々御要望が多くなっておりまして、今、学級数も1,000学級ぐらいですかね、ふえていまして、具体の今年度の要望につきましては、これから受け付けていくというスケジュールになっております。

○荒木章博委員 いや、私が言ったのは、ことし受け付けるんじゃないしに、年々どういう傾向があるかということ、昨年の事例でもいいですけども、件数でもいいですけども、そこをちょっとお尋ねしたい。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

私のほうは、学級数あるいは在籍数はわかりますので、ちょっと簡単に御紹介したいと思います。

この10年間で、小学校、中学校の特別支援学級在籍者は5.6倍に増加をしております。10年前が1,012人でしたのが、それが今年度では3,000人を超しております。そして、学級数もこの10年間で2倍以上に増加をしております。それだけ学級数がふえたということは、学級の担任等も増加しているということが言えると思います。

○荒木章博委員 非常に1,000から3,000ぐらいふえていると。そしてまた、要望もかなりふえていると。要望に対しては——それで、3,000ですから3,000人。

こういった中で、やっぱり今の教育体系の中では間に合うのかなと、心配があると思うんです。そこについてどういうふうな、今後ふえいく状況、そしてまた、子供さんを

抱える親にとっても、やっぱり1人、2人とかいう子供さん方は、兄弟3人いれば、2人はその学校に、1人はよその学校に行かない。そして、仕事をしながらお父さんやお母さんたちはその学校に連れて行かないかやいけない、隣接の学校にしてもですよ。そういったところの要望あたりについて、教育委員会の、これだけの3倍近くになっている状況にどういう対応をされているのか、また、今後どういう取り組みをされるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○山本学校人事課長 今委員御指摘のとおり、特別支援学級の増加のペースというのは、これからもどんどんふえていくというふうに思っております。県のほうでも、いろいろ単県でやってきた部分もございますけれども、どうしてもこれから先は国のほうできちんと定数を確保していただいて、特別支援学級の編成基準の見直しとか、そういったところでやっていただく必要があるのかなということで考えておまして、国のほうにもそういったことの要望を行っているところでございます。県だけで対応していくのは、もはや限界に来ているのかなという認識を持っているところではございます。

○荒木章博委員 これが大事なところなんですよね、私が思うのには。編成の基準の見直しとか、国に対する予算の確保とか、やっぱりそういうところもより今後積極的に——今もやられているでしょうけれども、やられているけれども、これだけの倍率で上がっていくのは大変なことなんです。だから、そういったところも、これは各課にまがりますので、支援課と人事課と。それで、国に対する要望とか、そういうところありますので、今後弱者に対する取り組みというのを今後も積極的に考えていただきたいというふうに思います。

もう1点だけ……。

○高野洋介委員長 ほかの方々、大丈夫ですか。

○荒木章博委員 その件でないですね。なら1点だけ。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○荒木章博委員 それじゃ、公民館の活動の件でちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

今、国から、いろんな地域公民館で、例えば、消防団とか、防災とか、地域とのいろんなPTAとか、いろんな取り組みの中で、公民館活動の中で、国からの補助金というのを本年度から予算執行があったと思うんですね、これは3年間。ですから、150万か200万が限度額で、3年間にわたって600万ですよ。それに、要するに宇城と熊本県立の3カ所ぐらい、たしか私が覚えているのは3カ所ぐらい市で要望して予算を獲得されたということで、より積極的に対応されている。その3分の1を超える熊本市は、全然申請は上がってなかったと。そういうところの市に対する指導とか——熊本市の場合は教育委員会じゃないんですよね。市民部局なんです。ですから、家庭教育支援条例もそうなんです。教育委員会じゃないんです。だから、ちょっと難しいところが実際あると思うんですけども、公民館のそういう——文科省あたりが予算を出して、地域との触れ合いの中で、公民館活動も予算がない予算がないと言う中に、これ、600万近くか500万近くの予算を計上できるわけですから、やっぱり予算化して物事に取り組んでいくという、こういう大事な——ちょっと資料、きょう自宅に忘れてきたもんですから、そういったところの市とか各町村に対するアピールとか、申請者、

1次募集、2次募集あったと聞いておりますけれども、そういったところで、市は実際一つも上がらなかったのですか。そこをお尋ねしたい。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

議員御質問のございました公民館の事業についてでございますけれども、議員のおっしゃるとおりでございますして、一つの件について約150万円を上限に最大3年間ということで、地域活性化、社会教育の活性化のプログラムというのを国が持っております、それに対して、応募期間に対して手を挙げたかどうかということになっておりまして、今回9月補正で出ささせていただきましたのは、生涯学習推進センターのものでございます。議員のおっしゃるとおり、上天草市と宇土市、山鹿、あと、県立図書館と生涯学習推進センターの5カ所が結果的に手を挙げまして、山鹿は、ちょっと条件が合わないということで、みずから手をおろされましたけれども、結果的に2つの市と県の4カ所が事業として採択されました。

熊本市の御案内の件でございますが、確かに、今回応募はされておられません。応募はされておられません、今回のこと、どういうことかということ、ちょっと情報仕入れてみたんですが、3月に文部科学省が公募をして4月に締め切ったと。2次募集はその後あったんですけれども、確かに、ちょっと年度末のぎりぎりのところでございまして、期間も短かったということで、熊本市さんのほうは、期間が短い中で非常に広大な館をもっておられる、たくさんの数を持っておられますので、ちょっと情報をばらまいて、それを館長さんに意思疎通を図って吸い上げるのにちょっと時間がなかったなというふうなことはおっしゃっているやに聞いております。

今回期間が短かったことはございますが、

県としても、期間が短いことを予想できましたので、事前の説明会を全市町村に3回おるように説明会をしておりました。さらに、2次募集がある旨も2度、合計5回説明をさせていただきましたが、ちょっと期間が短かったことが手を挙げられなかった理由ではなからうかというふうに考えております。

今回、議員のおっしゃるとおり、全額国庫委託事業でございますして、予算がない中でも全て全額国で見てもらえるという事業でございましたので、このような機会、絶好の機会だと思いますので、来年度以降もあると思いますので、ちょっと事前に情報をとって、来年度以降は、しっかり手を挙げられるように説明なり、周知を図っていききたいなというふうに思っております。

○荒木章博委員 今、1つの県で150万、それは間違いですね。

○福澤社会教育課長 150万円を……。

○荒木章博委員 限度額として、1つじゃないでしょう。1つの県に……。

○福澤社会教育課長 1つの申請、1カ所についてです。

○荒木章博委員 申請について150万ということでしょう。

○福澤社会教育課長 150万です。

○荒木章博委員 だから、合わせれば450万、3年間で出るということですよ。

○福澤社会教育課長 はい、そうです。

○荒木章博委員 最初から募集すればですね。

やっぱり公民館活動というのは予算がなく、地域等のいろいろや地域や文化や歴史や、そういったところの講座やらに使えるわけですので、実は、きょうの朝、その公民館連合会長の森永さんに、熊本市の連合会長、16か19かあるんですね、熊本市は。連絡したら、全然そういうこと知らないと言うわけですね。だから、非常に——さっきもちょっと言うたんだけど、熊本市の場合は、社会教育は教育委員会から外れているんですよ。ですから、非常に家庭教育支援条例の件についても、非常に教育委員会が実際それをやろうと思っても難しいんですよ、はっきり言うた話が、課が違うもんだから。市民部局と教育部局だからですね。だから、そういったところで、公民館のこれだけの予算を3年間とられて、熊本市あたりにも積極的に出向いて行って、僕は呼んで、こういうのがあるし、予算化されて国の予算があるんだよ——これ、総予算は幾らなんですか、文科省が新年度につくった予算というのは。文科省から来とるから知とるでしょう。

○福澤社会教育課長 済みません、後ほど御連絡させていただきます。

○荒木章博委員 なら、後ほどでいいのです。

こういうやっぱり文科省が目玉の予算として新年度新しく取り組んだ予算ですから、こういうところはやっぱり——せっかく社会教育課には文科省から来てるわけですから、文科省との連携とか、そういう地方との連携——いや、来られたばかりでまだわからぬだろうと思いますんですけども、やっぱり文科省からのそういう新たな施策としてこれを全国に——数億ぐらいの予算ですよ。だから、やっぱり積極的にそれを今後も、文科省のすばらしい予算体系ですから、今後も普及、波及していただきたいということで終わります。

す。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 スポーツ振興についてお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、この60ページで、総合型スポーツクラブについて、ここに委員会の評価、あるいは今後の課題について掲載をされておりますけれども、今後の課題のところ、まず、会員数をふやしていきたいと、あるいはまた、この未加入の市町村を減らしていきたいというふうなことが書いてありますけれども、まず1点目が、総合型スポーツの立ち位置と申しますか、ここはどのようなお考えなのか、この会員がふえていかない原因はここに書いてありますけれども、それぞれ地域の体育協会とか、あるいは市町村独自で行う公的な行事とかとの絡み合いがあるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、県としては、これは全国的な流れの中ですけれども、この総合型スポーツにいろんなスポーツを統合して、それを推進していきたいというふうなことだろうというふうに思いますけれども、なかなかこれは、ここにも書いてありますように、会員数が県全体で1万5,200人と微々たるものですよ。

私のところの植木あたりもそうですけれども、なかなかこの会員数がふえていきません。というのが、今私が言いましたように、それぞれ今既存で市町村が行っているいろんな活動がございますから、それとの整合性といいますか、絡み合いというのがとてもスムーズにいかないような現状でありますけれども、今後これらの問題についてどのような取り組みをされるおつもりでしょうか。お願いします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、健康・体力づくりの分野からも、生涯スポーツ、それから健康・体力づくりの関係からも、総合型地域スポーツクラブには、今後ふやしていきたいと、そういうものについて推進していきたいと期待しているところでございます。

委員から今ございましたように、財政的な面が、いろいろ国からとか、t o t oからの補助があるんですけども、それがなかなか先細りするようなところもございまして、今後自立に向けた取り組みあたりをする場合に、なかなか難しいところがあるところも実情でございます。

また、地域の指導者の確保、こういったものも難しいところもございまして、それぞれ体育協会とも連携しながら、市町村を回りまして、支援を行っているところでございます。

今後も、いろんな支援を含めまして、スポーツのみならず、健康づくりの分野からも多くの方に取り組んでいただけるような、そしてまた、学校との連携も図りながら、学校への支援にもできるような、そういうふうな取り組みができればと思っているところでございます。

以上です。

○早川英明委員 今答弁されましたけれども、やはり今最後に言われました、結局指導者不足とか、そういうことでありますけれども、これは、指導者の育成にしても、この財源といいますか、そのスポーツクラブそのものの資金がないと、なかなか指導者の育成もできないということになります。

それと、助成あたりもなかなかままならない。今言われましたように、t o t oの助成、サッカーくじの助成も5年間でこれは打ち切るわけですね。せつかく5年間の中に、その予算の中でクラブマネージャーあたりも

育成をして、事業をしていっても、この5年が過ぎれば事業そのものを縮小していかぬと、今の現状では、とてもままならぬというような現状であります。

そういうところで、やはり県、あるいはまた、市町村もあるというふうに思いますけれども、会員の増加がないと会員の会費が入ってこない。t o t oの助成金がなくなると、これまた皆無になると。なかなか難しい現状なんですよ、今。そこらあたりが本当に認識を深めていただいて、ただ、この課題に書いてありますように、財源不足とか何とかここに書いてありますけれども、私は、これが解決しないとこの問題は先に進まないというふうに思っています。どうでしょうか。

○平田体育保健課長 今御指摘がありましたように、いろんな課題を抱えているところでございますが、総合型地域スポーツクラブは、スポーツの振興のみならず、健康づくりという面でも大きな効果があると考えているところでございます。

財源の支援等につきましては、各市町村の健康福祉部と連携しました健康づくりの視点からの支援とか、そういうものもいただけないとか、そういうふうな教育委員会と健康福祉部との連携、そういったものからも何か足がかりをつかめていければなど考えているところでございます。

○早川英明委員 今最後に言われました、私もそれを言おうかと思うとったんですけども、今答えが出ましたけれども、それが一番大事なんです。ほとんどこの総合型の会員を見てみますと、実際運動は——競技力の向上をされる方はここに入ってこないわけですよ。自分の体力向上とか、そういう目的の方が、会員が主ですよ。だとするならば、それぞれの市町村に回ってくる福祉の金を、福祉の事業をこの総合型で、金じゃなくして、福

祉でやる事業そのものを総合型のほうにまず組み入れていただくと。そうすると、おのずとそれに伴って資金が来るわけですよ。私はそれが一番大事だろうというふうに思っています。

特に、県のほうから市町村にその旨をぜひ伝えていただいて、いろんな事業をこの総合型で行っていただくと。そうすることによって予算もそれについてきますから、ぜひひとつ検討してください。

以上です。

○前田憲秀委員 私も、ちょうど今、早川先生が御指摘された60ページを開いておったんですけれども、成果指標のところ、スポーツ実施率、成人が週に1回以上30分以上運動する割合とあります。平成24年58.5%となっているんですけれども、これは、どういった対象に、どれぐらいの数を実施して、回収がどれぐらいだったのかともわかりますか。

○平田体育保健課長 これは、住民基本台帳から無作為に検索しまして、2,000人を対象に各年代の方に調査を行ったものでございます。その調査結果を載せているところでございます。

○前田憲秀委員 回収率はどうですか。

○平田体育保健課長 失礼いたしました。確認したところ、4,000行いまして、1,500の回収でした。

○前田憲秀委員 4,000のうちの1,500ということは、半分ない回収率ということですかね。

無作為にということなんですけれども、この58.5%というのは非常に高い数字だなと。例えば、この会場にいらっしゃる私も含めて半数以上の方が週1回30分以上——何人かは

もう常に運動されている方、個別に私も御存じですけれども、果たしてこの数字は実態とどうなのかなというまず思いがあります。それが1点。

それと、25年度の目標値が50%以上と、下がっているんですけれども、これはなぜなんでしょうか。

○平田体育保健課長 まず、この58.5%についてでございますが、このスポーツ実施率の中には、ウォーキングとか、そういう健康づくりのやつも含めたものでございまして、平成20年度から始まりました特定健診、保健指導、こういったものを契機としまして健康づくり志向が深まったことから、こういった数字が高まってきていると認識しているところでございます。

また、この平成25年度の50%につきましては、この基本計画ができました折に策定したものでございまして、毎年毎年この目標値を定めているというものではございませんで、この計画の当初に策定したのが50%ということでした。

○前田憲秀委員 であるなら、なかなかこの成果指標というのは意味がないんじゃないかなと思います。58.5%が、ウォーキングも含めてさまざまな啓発でそういう運動傾向がある、私も一番言いたいのは、健康づくりというところなんですよね。ですから、健康福祉部とも連携が必要だということも御指摘をさせていただきたいんですけれども、前年が目標をクリアしているのに、翌年の目標値が下回るというのは非常に——今御説明では、当初の目標値ということなんですけれども、これは改めるべきじゃないかなと思います。

その証拠に、ばらばらっとほかのもずっと成果指標を見てみますと、基本的に現在24年度で目標を達成していますけれども、25年度は目標値以下。例えば14ページのくまもと家

庭教育10か条の認知率、24年度は57%も認知されているというのに、25年度の目標は50%なんです。これっておかしいんじゃないでしょうか、どうですか。

○能登教育政策課長 申しわけありません。説明が不足しておったかと思います。この目標値につきましては、この計画を立てましたときに立てた目標値ということでございまして、その当時に、平成25年度に、例えば14ページでございますが、幼児期のくまもと家庭教育10か条の認知率を平成25年度までには50%にしたいということで立てた目標値でございます。ですから、このH25というのは、25年に50%にしたいということでつくりました目標値でございます。ずっと変化させずに持ってきたものでございます。それに対して、現状値は、平成24年、一番最新の時点でどの程度に達しているかということをおぼわした指標でございまして、計画策定時よりどんどん上がってまいりまして、例えば14ページのくまもと家庭教育10か条の認知率については、既に平成24年度の時点で目標値を超したという指標でございます。

ちょっと説明が不足しておりまして、申しわけございませんでした。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

であるならば、ほかをばらばらと見てみると、今課長がおっしゃったように、当初の25年度の目標値をある程度上回っているという傾向があるのかなと思います。

じゃあ、その上で、次の指標というか、次の目標というのは、25年度が終わった後に策定ということになるんですかね。

○能登教育政策課長 現在、新たな第2期の計画の策定作業を行っているところでございまして、2月議会には、新たな計画を御提案させていただきたいというふうに考えており

ます。今、健康福祉部等を初めとした知事部局とも協議しながら、計画の策定作業を行っているところでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

要望ですけれども、単年度の成果が出るわけですから、成果指標として。であれば、目標も単年度、そのほうが比較がしやすいんじゃないかなと。長期スパンの目標を年度年度で成果を出しても、今私が御指摘させていただいたように、後退するようなイメージが持たれるんじゃないかなと思いますので、次回計画を立てるときは、そこもぜひ検討していただければというふうに思います。

要望させていただきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 これもいいんでしょう。これでいきますと、点検及び評価報告書の34ページ、体育保健課長になろうかと思いますが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

このフッ化物洗口は、今議会の質問におきまして、教育長からの、来年度中にはできるだけ全小中学校で実施するよという非常に力強い御答弁をいただきまして、もともと議会でありますとか、とりわけ自民党も非常に熱心に取り組んできたところでありまして、大変ありがたいことであり、歓迎すべきことだと思っております。

そこで、ちょっと1点、御質問ですが、今年度、各教育事務所と山鹿で、モデル指定が今年度でしたかね、それで、そのことをちょっと調べておりましたら、もともとモデル校指定以前から先行して実施なさっているような、少のうはございましたけれども、小学校は玉東とか、そのほか幾つか学校でありますとか、市町村で先行して実施をなさっておったと。教育委員会としても、その先行して実施なさったところの、例えば、いろいろな聞

き取りとといいますか、どういった点御苦労なさったかとか、あるいは効果はどうだろうかというのをもう既になさっておったと、あるいは今年度もずっと引き続き。一方で、25年度中に実施を検討しているというような学校もだんだんふえてきたやに聞いておりますし、中には、検討すらしていないというような市町村、学校もあったと、そういうところには、また逆に体育保健課からは、どういった理由でまだ実施していないのかとか、あるいはどういった要因がもとでできないんだろうかというような聞き取りも何かなさったという話も聞いておまして、非常に立派な取り組みだと思えますが、じゃあ、裏を返せば、この25年度中のモデル校を指定して、何を期待して、あるいはどういったことを検証しようというお考えで実施なさったのか、このモデル事業をですね。というところをちょっとお聞きしたい。

というのが、これは、モデル事業、一般的に言えることだと思いますけれども、通常は、やっぱりこれから新しく何か始めようというときに、試験的にという言葉が適切かどうかわかりませんが、モデル的に実施をして、それを全県下に広げていくということが大体オーソドックスな流れなのかなと思いますけれども、今回の場合、先行した事例があって、そこにきちっとある程度聞き取りをなさって、なおかつ、やってないところ、あるいはやるつもりがないところにもできるだけやるようにというふうなお取り組みもなさったということならば、結果として、教育長の御答弁にあったから、来年度中というのは歓迎すべきことでありますけれども、このモデル事業としてどういったことを意図なさったのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

委員からございましたように、既に先行してやっていたところもございましたが、その市町村も、それぞれ偏ったところがあったもんですから、各教育事務所管内でモデル校を1校ずつ指定しまして、その管内での足がかりとして、それぞれ広げていくと、そういうことの一つとしてモデル校をまた指定したところでございます。

また、このフッ化物洗口がそれぞれの地域の実態によって違うもんですから、それぞれの取り組みをまた広げていくと、来年度からの取り組みが参考になってしやすいといったところから、こういった取り組みを進めてきたところでございます。

また、来年度からは全ての学校で実施できるようにというふうに推進を、またこちらもギアチェンジを図ったところでございまして、それに生かせるようにモデル校での取り組みをまた周知していきたいと考えているところです。

○田崎教育長 ちょっと補足させていただきますと、答弁でも申し上げましたように、これまでは、試薬を使って、フッ化ナトリウムという試薬をつくって各学校で保管して、それをつくって各学校で実施しておりました。それが、ことしの8月に、健康福祉部長からも答弁がありましたように、厚生労働省の承認で、薬剤といたしますか一包物、言うなら、学級分ぐらいのつくれる薬剤ができた。そういう意味では、25年度のモデル校を予定したときと非常に条件が変わってきたというふうに私は認識しておまして、今議会で来年度の——かなりそういう意味では、現場でも実施しやすくなったというふうに認識しておりますので、私も、健康福祉部長と一緒に答弁で、来年度から全小中学校で実施できるように取り組んでいきたいと考えているというふうなことを申し上げております。そういうことでございます。

○松田三郎委員 確かに、おっしゃったように、ちょっと状況が変わって、より実施しやすくなったというのがやっぱり御英断をなさった大きなきっかけなのかなと思っております。

健康福祉部の健康づくり推進課ですか、とも十分連携をとっていただいております。それぞれ持っている事業がそれぞれ違うようですので、有機的にまた引き続き取り組んでいただきたい。

それで、次回の委員会まで結構ですけれども、これは保護者の同意が前提であると。中には同意なさらない方もいらっしゃるんだと思いますが、大体ざっくりした話でいいですけれども、次の委員会までに、平均して何%ぐらいの保護者が同意をなさらないのか、その中で、代表的な理由といいますか、そういうのが次の委員会までにわかれば、調べて教えていただきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○松田三郎委員 はい。今わからぬでしょうね。

○平田体育保健課長 大体もう数人でございまして、規模にもよりますが、95%以上の方がもうなさっているという状況でございまして。もう2~3%の方が希望しないというような状況でございまして。やっぱりフッ化物洗口の安全性とか、それを懸念されてでございまして。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○早川英明委員 質問が多いようですけれども、体育保健課長ですが、国体始まりまして、まだ前半でしょうけれども、わかっ

ましたら、今熊本県の順位がどのくらいにあるのかわかっていますか。今もう大会始まりまして、今の見通しとして、大体最終的にはどのくらいいく予定なのか、ちょっとわかっ

○平田体育保健課長 現在、前半の部分が終わったところでございまして、今のところ総合成績のほうは、男女総合成績22位につけておるところでございまして。

ボートの成年女子のダブルスカルが優勝しました。また、成年女子の水泳の400メートル自由形が2位、それから少年男子の水泳の400メートルリレーが3位、そういった状況でございまして、現在、17種目が入賞しているような状況でございまして。なかなか有望種目が接戦の末敗れたりというふうな状況もございまして苦戦しているところでございまして。目標は15位内です。後半戦もぜひ——現在も県選手団は熊本県の代表として一生懸命頑張っているところでございまして。まだ今後の活躍に期待したいと思っております。

○早川英明委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○鎌田聡委員 先ほどのフッ化物洗口の話で、答弁の中で、ほとんどの保護者が希望されて、2~3%が希望していないというお話がございましたけれども、これは希望していないところには強制しないんですよね、そこ、確認。

○平田体育保健課長 これは、保護者の承諾を得て実施するものですから強制するものではありません。

○鎌田聡委員 今後もその考えは変わらない

と。

○平田体育保健課長 これは変わりません。

○鎌田聡委員 それともう1点、済みません。

県育英資金の訴えの提起ということで、毎回これ、出てきている話だと思いますけれども、これは、異議の申し立てというのは、結局督促かけて異議というのはどういう内容、もう払わないという異議なんですか、ここには督促異議と書かれていますよね。

○上川高校教育課長 異議の申し立てのほとんどのものは、払わないということではなくて、訴えの提起をします場合、一括のお支払いを提起しますので、それに対して分割の支払い等の異議の申し立てが多うございます。

○鎌田聡委員 分割の払いというのは応じられないんですか。

○上川高校教育課長 もともと制度自体が、貸与した金額を3倍の期間で返還をしていく制度になった分割の制度になっております。

その分割の返還が滞った方について一括返還の請求をしてみますので、他との公平性を保つためにも、この一括返還の請求というのを行っているところでございます。

その後、強制執行等で給与差し押さえになった場合には、給与の4分の1相当ということで、実質的な分割の支払いになっているケースもございます。

○鎌田聡委員 一括返還ができないから分割返還をするということだと思いますけれども、結局は一括じゃ返し切らささんわけですよ。こういうふうに裁判に移行して——それはどのくらいですか、全部大体、今までの例からすると、給与の差し押さえで返ってき

ているんですかね、この後の状況。

○上川高校教育課長 平成22年から法的措置を始めておりますが、その間、強制執行の申し立て件数が、平成22年度が30件、平成23年度が64件、平成24年度40件というふうに強制執行の申し立て件数を行っております。

これらの強制執行をしました分についても、今現在、全部返還しているわけではもちろんありません。収納率につきましては、現在、平成24年3月段階で収納率が85.9%でございますので、まだその滞納分についても、法的措置をとった分についても未収金分はございます。

○鎌田聡委員 やっぱり返していただくというのが基本原則だろうと思いますし、私は、収入がないから返せないのかなと思ったら、やっぱりそういう給与の差し押さえ等ということであれば、給与ももらっている方が返されてないという状況だと思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思いますが、仕事がない、そして特に仕事をなくしたとかいう方々に対しては、少し猶予も含めて、そういった、逆にそちらはあっているのかなと思います。そういった措置はないんですね。

○上川高校教育課長 生活保護家庭等を基準といたしまして、申請がございました場合には、その基準に合致しておる場合には猶予する制度もございます。

○鎌田聡委員 あくまで生活保護家庭だけということですかね。

○上川高校教育課長 に準ずる——その収入を基準といたしまして判断をしております。

○鎌田聡委員 内容によって、もう多分非常

に経済的に厳しいから返せないという話が多いと思いますけれども、中には、そうじゃない場合もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、今回一律にこういう措置をとってやられるということですので、特にこの問題は、決算でもいつも議論になっている課題でありますから、しっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第9号から第10号、第24号から第25号までについて、一括して採決したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

それでは、緒方義務教育課長から報告をお願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

お手元の資料、その他報告事項の1ページをお願いします。

熊本県子ども・子育て会議条例(案)について御報告いたします。

本条例案については、健康福祉部から本県議会に上程しており、厚生常任委員会に付託されているところでございますけれども、県教育委員会においても連携して取り組むなど関係がございますので、概要を御説明申し上げます。

1の条例制定の趣旨をごらんください。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項について定めるものでございます。

2の内容についてですが、(2)の会議の所掌事務について、同法第77条第4項各号に掲げる県で策定する子ども・子育て支援事業、支援計画の策定や施策の実施状況を調査し、審議するものでございます。

(3)の会議の組織及び委員の資格については、会議は、委員20人以内で組織し、委員は、子供の保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関する学識経験者で構成されます。

県教育委員会関係では、公立の幼稚園関係者や公立幼稚園関係の保護者が委員となることが考えられます。

県教育委員会では、引き続き、健康福祉部や総務の関係各課と連携して、質の高い幼児期の学校教育、保育の提供及び地域の子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

以上、御報告いたします。

○高野洋介委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございませんか。

○松田三郎委員 先般、県民体育祭で我々も御案内をいただき、出席をいたしまして、大変素晴らしい大会だったと思っております。

実は、私、数年前、旧文治といえますか、ここにいましたころ、当時の教育長と体育保健課長に、県民体育祭のあり方、例えば、典型的というか象徴的に言いますと、片や熊本市は70万を超える人口を擁する市でありまして、片や、体協の組織がどの区分かわかりませんが、今の、例えば天草郡が苓北1町とか、八代郡が氷川町1町と——市と統合している部分もあるのかもしれませんが、そういったところと同じ土俵で、そして総合点数、総合順位をつけるという、まあ、最初から大体勝負はわかっているような話で、熊本市も何十連覇かしているわけでしょうから、もちろん県民体育祭の意義、幾ら少ないところのチームでも一生懸命頑張っていてかいところを倒そうというようなところもありの、その意義はもちろん認めておりますが、その順位とか採点に関しては何か工夫がないと、最初から順位に関してのテンションが上がらないんじゃないんでしょうかという話を数年前いたしましたら、当時の山本教育長と、たしか城長課長だったかと思いますが、ちょっと笑いながら、それは何か考えなんですなというぐらいの答弁があったやに記憶をいたしております。

その後、私も妙案があるわけじゃありませんけれども、何かそういう検討をなさったのかなというのが質問でございますので、何かありますか。

○平田体育保健課長 これは、体育協会が県民体育祭は主催してやっているところでございますが、体育協会のほうでも課題として捉

えておりまして、県民体育祭委員会というのを立ち上げまして、その中で、あり方の検討をやっているところでございます。

実際問題としまして、ふるさと選手制度あたりも県民体育祭の中でも使っているところでもございますし、そういったところから、今年度も熊本市が優勝したわけでございますが、2位の八代市が、男女総合の部分では700点のうち30点差ぐらいまでというふうなところで迫ってきたところもございました。昨年度は、女子の総合は八代市が勝っていたところでございます。

現在のところも県民体育祭委員会でも検討しておりますし、熊本市のほうでも改革の委員会を、有識者も入れた委員会を立ち上げておりまして、来年が山鹿市、その次が熊本市が開催会場になりますが、その熊本市が開催会場になった折までには改革案を示せるようにしたいというふうなことで、熊本市も検討しているところでございます。

現在のところそういった状況で、いろいろ検討はしているところといえますか、出していきたいと考えているところでございます。

○松田三郎委員 恐らく熊本市も、あれだけ競技人口、各種目いらっしやると、全ての種目で予選をやられるとは限らずに、何かのときついでに優勝したところとか、いつものように選抜チームをとというと、本当はすごいチームとか、すごい人材がいるのに、人が多過ぎるがゆえに、なかなか出たくても、あるいは優秀な人が出れないと、小さいところの体協の話だけじゃなくて、そういうのもあるのかなと思いますので、今おっしゃるよう内部で検討なさっているということですので、一応県体協とはいえ、教育委員会のほうでも、何か妙案があればいろいろ提案していただくというぐらいのはまりも必要かなと思いますので、引き続きよろしく願います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 再任用選考の不採用の損害賠償請求で、先週控訴を——この前、前回の委員会のときに私は控訴すべきじゃないというお話しさせていただいたんですけれども、控訴されておりまして、控訴棄却という判断が示されたわけでありましてけれども、今後の対応については、判決文の内容を精査した上で行う予定ですというふうな通知が参りましたけれども、今後どうされるんでしょうか。

○能登教育政策課長 委員御指摘のとおり、先週判決が出ております。現在判決文がまだ私どものところには届いておりません。判決文の内容を、届きまして分析させていただきました。内容をよく精査した上で対応を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 大体いつごろ判決文が来て、その判断がいつまでで、その後の扱いは、いつまでどうせなんかという、ちょっとスケジュールだけでも示していただけますでしょうか。

○能登教育政策課長 きょうは火曜日でございますので、もうおいおいきょうにも来るかなというふうに考えております。

参りました次第、直ちに検討に入らせていただきまして、2週間だったと思いますが、そのうちには対応を決定していきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 この前、地裁の判決内容も踏まえて、評価のあり方について、非常にやっぱり問題だというふうな判決が地裁で出され

ておりまして、それが高裁も同様の扱いで棄却されたわけですから、これ以上争ってもかなり厳しい状況だというふうに思いますので、これから判決文を見て考えられるということでもありますけれども、きちんとやっぱり認めて、本人に対してもそれなりの対応をした上で、上告をもう諦めるという判断をぜひやっていただきたいと思いますので、今後検討されるということでもありますので、そういう判断をぜひお願いしておきたいと思えます。

○荒木章博委員 今、松田委員が言われた、私もバドミントン会長していますので、優勝祝賀会ですね、県民体育祭——それは別にして、今、いじめは、教育長は本会議で答弁をされたわけですね。私も初めて聞かされたところもたくさんありましたけれども、先般も——もう僕はこれを言いたくないんですけれども、県立高校の高校生が自殺をし、もちろん県警のほうでも捜査をされていると思いますけれども、御家族がそれを報道されるのは拒まれているということで、今のところ大まかなことしかわかりませんが、しかし、やっぱりこの新たなるいじめの対策について、LINEとか、携帯とか、いろんなやつが今横行していますので、高校生が実際こういうのは持っているのかも——学校によっては禁止をされているところもあるやに聞いていますけれども、そういったところの考え方をちょっと教育長に——やっぱりこういうことが学校内で——私は、もう亡くなられてすぐ私のところには連絡が来て、いろいろな関係者と会ってほしいということだったんですけれども、私はもう拒否をして会わなかったんですけれども、こういういじめで自殺をするということ、そういうことについて、教育長の今後の、そういう携帯とか、そういうことの新たなる取り組みとか、そういうことはどういうふうに今考えておられるのか、ち

よっとお尋ねしたいと思います。

○田崎教育長 今御質問のあった件は、今進んでおります矢部の件だと認識しておりますけれども、本議会でも答弁をさせていただきましたように、今非常に子供たちがスマートフォン、携帯電話をほぼ、高校生でいえば、ほとんどの子供たちが持っている、そのうちの5割を超える子供たちがスマートフォンを保有しているという、そういう状況にあるというふうに思っておりますので、今議会でも質問がありましたように、これまで、携帯電話の取り扱いについて、基本方針を定めたり、ガイドラインを定めたりして、生徒、保護者にも指導してきておりましたけれども、その部分が、スマートフォン、LINE、そういうSNS、そういったものに十分対応し切れていない部分があると思っております、それについては現在見直しを進めているところでございます。

それで、今9月の初めでございますが、やはりいろんな意味で、LINE、SNS、そういうものによるいろんないじめとか、そういう問題も全国的にも起こっておりますものですから、私のほうから緊急アピールを、各県立学校、小中学校の生徒、そして保護者に対しましても、家庭でルールを決めてほしいとか、使う場合の相手、いわゆるそういうものをLINEに載せれば、ある意味ではもうオープンでそれがどこにでも回っていくという認識を十分持つべきだというふうな、そういう緊急アピールもさせていただいております。

学校で行っております情報モラル教育の中でも、しっかりそのあたりの現状を踏まえて、今後取り扱いについて十分注意するように、今後ともそういう情報モラル教育にはしっかりと取り組んでいきたいというふうに認識しているところです。

以上です。

○荒木章博委員 矢部だけではなくて、近隣の学校でも起きていますやに聞いておりますので、そういったLINEとかSNS、これは多くの人たちがそのことについて見ることができるものですから、新たなる教育のモラルの対応というのをやっぱり今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

じゃあもう一つ。

○高野洋介委員長 いいです、どうぞ。

○荒木章博委員 県警のほうにちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、先般、県警の入試というんですかね、あれは。試験があったやに聞いておりますけれども、大体何名ぐらい受けて何名ぐらい合格を、最終に残って合格をされたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○福田警務課長 お尋ねは、大卒程度警察官Aのことでよろしゅうございますでしょうか。

○荒木章博委員 はい。よければ高校も——今度は大学だけなんですか。

○福田警務課長 大学だけです。

警察官Aにつきましては、応募が、男性が748名、女性131名、計の879名が応募しております。

最終的には、警察官応募倍率が、男性が7.6倍、女性8.7倍の計に対しまして7.8倍という応募倍率になっております。

男性99名、女性15人を合格とさせております。

○荒木章博委員 お父さんの姿を見て自分も警察官になろうとか、そういう子供さん方もたくさんいらっしゃる。二世の方というのは

大体何割ぐらい今県警の中にいらっしゃるんですか。

○黒岩警務部長 済みません、正確に数を今手元に持っておりませんので、もし必要であれば数えて……。

○荒木章博委員 わかりました。もう大体そういうことで終わります。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたします。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次の委員会につきましては、11月1日に予定しております。時間のほうは、追って連絡をさせていただきたいというふうに思っております。正式には、後日文書で通知いたします。

また、管外視察についての通知をお手元に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長